

令和5年矢板市議会定例会

第388回定例会議

提出議案説明書

令和5年6月

矢 板 市

提 出 議 案 説 明 書

令和5年矢板市議会定例会第388回定例会議に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、補正予算1件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、人事案件17件及びその他5件の計26件であります。

議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ1億9,058万1千円を追加計上し、予算総額を153億3,889万2千円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

民生費におきましては、社会福祉総務費、児童福祉援護事業及び児童手当等給付費に係る経費を追加計上いたしました。

衛生費におきましては、保健事業及び環境衛生費に係る経費を追加計上いたしました。

農林水産業費におきましては、農業振興事業及び土地改良管理事業に係る経費を追加計上いたしました。

商工費におきましては、商業振興費に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、学力向上推進事業及び小・中学校保健安全給食事業に係る経費を追加計上いたしました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、国庫支出金及び諸収入を追加計上いたしました。

議案第2号 矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例の制定については、生涯学習の推進、健康の保持増進及び地域経済の活性化を図り、市民の福祉の増進

及び持続可能な地域づくりの実現に寄与する施設として矢板市文化スポーツ複合施設を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第3号 矢板市市税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正については、城の湯温泉センター改修工事の実施に伴い、利用形態の一部に変更が生じるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 固定資産評価員の選任同意については、本市固定資産評価員であります横塚順一氏が、令和5年3月31日をもって辞職したことに伴い、後任の固定資産評価員に、矢板市■■■■■■■■■■、三堂地陽一氏を選任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地 方 税 法 (抜 粋)

(固定資産評価員の設置)

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

以下省略

議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本

市人権擁護委員であります和氣ちか氏が、令和5年9月30日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市■■■■■■■■■■、木村由貴子氏をその候補者として推薦することを最も適切と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第7号から議案第21号までの、農業委員会委員の任命同意については、本市農業委員会委員が、令和5年7月19日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市■■■■■■■■■■、石塚英好氏、矢板市■■■■■■■■■■、佐藤栄一氏、矢板市■■■■■■■■■■、大野文子氏、矢板市■■■■■■■■■■、中山敏克氏、矢板市■■■■■■■■■■、揚石明氏、矢板市■■■■■■■■■■、渡邊浩正氏、矢板市■■■■■■■■■■、町野位夫氏、矢板市■■■■■■■■■■、渡辺正明氏、矢板市■■■■■■■■■■、関光博氏、矢板市■■■■■■■■■■、桑原雅子氏、矢板市■■■■■■■■■■、柳田章氏、矢板市■■■■■■■■■■、福田一紀氏、矢板市■■■■■■■■■■、塚原信一氏、矢板市■■■■■■■■■■、福田英一氏、■■■■■■■■■■、手塚みち子氏を任命することを最も適切と認

め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第22号 町の区域の変更については、道路など地形上明確なものと、従来の町の区域が符号しない区域が判明し、変更を必要とするため、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

以下省略

議案第23号 財産の取得については、旧矢板市立川崎小学校校庭用地として土地を取得することに伴い、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 工事請負契約の締結については、矢板市城の湯温泉センター改修工事を実施するため、契約を締結することについて、条例の定めるところにより、

議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更については、令和5年9月30日に佐野地区衛生施設組合が解散することから、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議したいので、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

以下省略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第26号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産の処分については、令和5年9月30日に佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、同組合の共同処理する事務のうち、栃木県市町村総合事務組合同規約第4条第3号に規定する事務に係る財産処分について、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（財産処分）

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必

要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。